

おくやみハンドブック

津市

ご遺族の方へ

このたびはご親族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、今後、様々な手続きが生じてくるかと存じます。
死亡届の提出に伴う市役所で必要な手続きについては、本庁舎『おくやみ手続きサポートデスク』
または、各総合支所で行っていただくことができます。
必要な持ち物をご準備の上、お手続きをお願いします。

市役所での手続きの流れ

市役所本庁舎
で手続きする場合

「おくやみ手続きサポートデスク」
をご利用ください。
(※予約が必要です)

※必要となる窓口にて、直接手続きを行って
いただくこともできます。

総合支所・出張所
で手続きする場合

各総合支所、各出張所へ
直接ご相談ください。

※お手続き時間短縮のため、まずはお電
話にてお問い合わせください。

電話番号一覧は P.35~36 へ

本庁舎、総合支所は、どちらでも同様の手続きができますので、最寄りの庁舎でお手続きをお願いします。
なお、内容によっては出張所でお手続きできない場合があります。

また、アストプラザオフィス、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口及び久居アルスプラザ内市
民サービスコーナーではお手続きはできません。

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に抽出
できます。冊子と合わせてご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/24201>



「おくやみ手続きサポートデスク」のご利用について

市役所本庁舎に設置の「おくやみ手続きサポートデスク」では、ご遺族のご負担を少しでも軽減できるよう、死亡届に伴う市役所での必要な手続きのお手伝いやご案内をさせていただきます。お電話にてご予約いただき、ご利用ください。（※要予約）

専用
ダイヤル

おくやみ手続きサポートデスク
059-229-3145

利用 時間	月曜日から金曜日まで（ただし、祝・休日、12月29日から1月3日までを除く） 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
場所	津市役所本庁舎1階4番窓口
申込 方法	ご利用希望日の前日の午前中までにお電話にて予約してください。 （先着順となりますので、予約状況によってはご希望に添えない場合があります。） 予約のお電話時に手続きに必要な持ち物等をお伝えしますので、利用日までにご準備いただき、ご来庁ください。

おくやみ手続きに必要な持ち物について

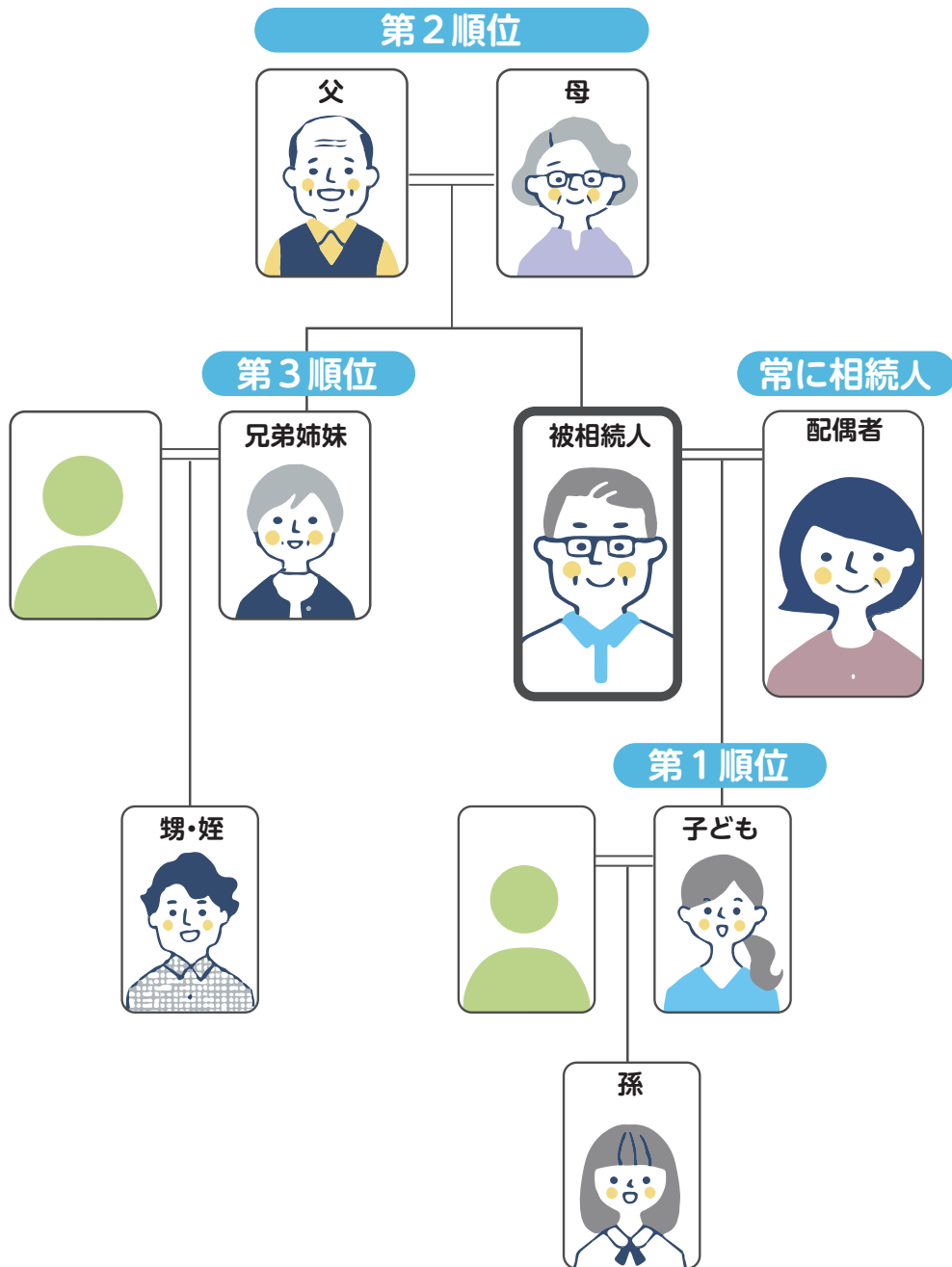
市役所での手続きは、相続人となる方が来庁して行ってください。

手続き内容等によっては、申請者が相続人とわかる書類（戸籍等）が必要となる場合があります。また、相続人の方が来庁できない場合は、相続人の方の委任状（P.38）が必要となる場合がありますので、事前にご確認の上でご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）
- ☐ 預貯金通帳、金融機関届出印（相続人代表者、喪主、年金請求者）
- ☐ 権限確認書類（相続人、受遺者等がわかる書類、代理人の場合は委任状 等）

家系図の例



相続人になる方の順番



MEMO

市役所の主な手続き (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

市役所以外の手続き

市役所の手続き

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード等をお持ちの方	P.9
	☐	世帯主の方	
	☐	印鑑登録証(カード)をお持ちの方	
助医療	☐	障がい者医療費助成、65歳以上障がい者医療費助成、 一人親家庭等医療費助成、子ども医療費助成、妊産婦医療費助成、 精神障がい者医療費助成を受給している方	P.10
高後 期 齢	☐	後期高齢者医療に加入している方	P.11 P.12
年金	☐	国民年金に加入中の方	P.13
	☐	障害基礎年金、寡婦年金、遺族基礎年金を受給中の方	
国保	☐	国民健康保険に加入している方または 国民健康保険の加入者がいる世帯主の方	P.14
介護 保 険	☐	65歳以上の方または要介護・要支援認定を受けている方	P.15
	☐	高額介護サービス費等を受給している方	
高 齢 福 祉	☐	紙おむつ等の給付を受けている方	P.16
	☐	配食サービスを受けている方	
	☐	緊急通報装置の貸与を受けている方	
	☐	徘徊SOSネットワーク津に登録されている方	P.17
福祉	☐	三重おもいやり駐車場利用証をお持ちの方	P.17
障 が い	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	P.18
	☐	自立支援医療(精神通院医療、更生医療または育成医療)受給者証をお持ちの方	
	☐	三重県心身障害者扶養共済制度に加入している方	P.19
	☐	特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当、 特別児童扶養手当、津市心身障害児福祉年金、 津市重度心身障害者等介護手当を受給している方	
	☐	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証及び 通所受給者証をお持ちの方	P.20

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障がい	☐	重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業を利用されている方	P.20
	☐	視覚障害者タクシー料金助成事業を利用されている方	P.21
軽自動車	☐	原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車を所有している方	P.22
	☐	軽自動車を所有している方	
税	☐	市・県民税が課税されている方	P.23
資産固定	☐	固定資産をお持ちの方	P.24
	☐	未登記家屋をお持ちの方	
こども	☐	児童手当、児童扶養手当支給対象の方（児童、保護者）	P.25
	☐	保育所等在園児の保護者の方	P.26
環境	☐	犬を所有している方	P.27
	☐	亡くなられた方のお住まいが空き家になる方	
農業	☐	農業者年金に加入または受給中の方	P.28
	☐	農地を相続された方	
住市宅営	☐	市営住宅に入居されている方	P.29
林業	☐	森林を相続された方（地域森林計画の対象となる森林に限る。）	P.29
上下水道	☐	上水道・下水道を使用している方	P.30
	☐	公共下水道受益者負担金（分担金）を納付中または徴収猶予中の方	
教育	☐	就学援助申請者の方	P.31
	☐	幼稚園在園児の保護者の方	
	☐	国・県・市の指定有形文化財、史跡及び国登録有形文化財を相続された方	
	☐	図書館カードをお持ちの方	P.32
	☐	借りている図書館の本や視聴覚資料がある方	

市役所以外の主な手続き

チェックリスト

市役所以外の手続き

市役所の手続き

委任状

対象者・手続きの種類	☒	主な手続き	問い合わせ先
戦没者等の遺族に対する 特別給付金、特別弔慰金	☐	記名変更 償還金受領	償還金支払場所または証券 保管証書に記載の郵便局
恩給を受給している方	☐	右記へお問い合わせくだ さい。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
厚生年金に加入中の方、 公的年金を受給中の方	☐	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	日本年金機構 津年金事務所 (津市桜橋3丁目446-33) ☎ 059-228-9112
共済年金に加入中または受給中の方	☐	各共済組合へ お問い合わせください。	各共済組合
企業年金に加入中または受給中の方	☐	各企業年金基金等へ お問い合わせください。	各企業年金基金 等 企業年金連合会の場合は ☎ 0570-02-2666
特定医療費（指定難病）受給者証を お持ちの方	☐	受給者証の返還	津保健所 (津市桜橋3丁目446-34) ☎ 059-223-5094
相続税、所得税、消費税の手続き	☐	右記へお問い合わせくだ さい。税務署への相談は 事前予約が必要です。	津税務署 (津市桜橋2丁目99) ☎ 059-228-3131 (代表)
個人事業税の手続き	☐	右記へお問い合わせくだ さい。	津総合県税事務所 (津市桜橋3丁目446-34) ☎ 059-223-5025
軽自動車を所有している方 (三輪、四輪)	☐	名義変更または廃車	軽自動車検査協会 三重事務所 (津市雲出長常町1190-1) ☎ 050-3816-1779
二輪の軽自動車、小型自動車を 所有している方	☐		三重運輸支局 (津市雲出長常町1190-9) ☎ 050-5540-2055
普通自動車を所有している方	☐		
自動車税に関すること	☐	右記へお問い合わせくだ さい。	三重県自動車税事務所 (津市雲出長常町1190-1) ☎ 059-253-8056

対象者・手続きの種類	☒	主な手続き	問い合わせ先
登記されている固定資産 (土地、家屋等)をお持ちの方	☐	土地、家屋相続移転登記	津地方法務局 (津市丸之内26-8) ☎ 059-228-4372
相続放棄をされる方	☐	相続放棄の申立	津家庭裁判所 (津市中央3-1) ☎ 059-226-4711
自筆の遺言書(自宅保管)	☐	検認、開封	
自筆の遺言書(法務局保管)	☐	証明書の請求	津地方法務局 (津市丸之内26-8) ☎ 059-228-4133
電気、ガス料金等	☐	名義変更または解約	領収書等に記載されている 会社及び営業所
固定電話、携帯電話	☐	契約継続または解約	各契約会社 等
ケーブルテレビ	☐	名義変更または解約	
NHK受信料	☐		NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515 ☎ 050-3786-5003
インターネット	☐		各契約会社 等
運転免許証	☐	返納	住所地を管轄する警察署 津警察署 (津市丸之内22-1) ☎ 059-213-0110 津南警察署 (津市久居明神町2501-1) ☎ 059-254-0110 または運転免許センター (津市垂水2566) ☎ 059-229-1212
パスポート	☐		三重県旅券センター (津市羽所町700アスト津3階) ☎ 059-222-5980
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
預金口座	☐	口座凍結解除の手続き 相続手続き 等	各金融機関 等
株式 等	☐	名義変更 等	各証券会社 等

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード等をお持ちの方

手続き内容	期 限
マイナンバーカード、通知カードの返納 亡くなられた方のマイナンバーカード等の返納は義務ではありません。 死亡後の様々な手続きで、個人番号が必要になる場合がありますので、 返納される場合は、各種手続きを終えてから返納してください。	特になし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カード	市民課 1階 A-0 番窓口 ☎ 059-229-3198 または各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所

世帯主の方

手続き内容	期 限
世帯主の変更 （残った世帯員が1名以下の場合は手続き不要です）	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ※届出人が別世帯の場合は、委任状が必要となります。	市民課 1階 A-1 番窓口 ☎ 059-229-3144 または各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所

印鑑登録証（カード）をお持ちの方

手続き内容	期 限
印鑑登録証の返納 死亡日をもって廃止されます。返納されない場合はハサミで切る等して破棄してください。	特になし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 1階 A-1 番窓口 ☎ 059-229-3144 または各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所

2. 医療助成に関する手続き

障がい者医療費助成、65歳以上障がい者医療費助成、一人親家庭等医療費助成、子ども医療費助成、妊産婦医療費助成、精神障がい者医療費助成を受給している方

手続き内容	期 限
受給資格証の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の医療費受給資格証 ☐ 手続きする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ☐ 振込口座がわかるもの（相続人、保護者） ☐ 相続人であることを証明する書類 ☐ 印鑑（相続人、保護者 認印可。本人自署の場合は不要） ☐ 委任状（相続人、保護者以外の口座に振込口座を変更する場合）	保険医療助成課 1階 B-5 番窓口 ☎ 059-229-3158 または、各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所

手続き内容	期 限
振込口座の変更	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の医療費受給資格証 ☐ 手続きする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ☐ 振込口座がわかるもの（相続人、保護者） ☐ 相続人であることを証明する書類 ☐ 印鑑（相続人、保護者 認印可。本人自署の場合は不要） ☐ 委任状（相続人、保護者以外の口座に振込口座を変更する場合）	保険医療助成課 1階 B-5 番窓口 ☎ 059-229-3158 または、各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所

MEMO

チェックリスト

市役所以外の手続き

市役所の手続き

委任状

3. 後期高齢に関する手続き

後期高齢者医療に加入している方

手続き内容	期 限
後期高齢者医療資格喪失届	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書等 ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証 等) ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの (会葬礼状 等) ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの (原則、喪主に支給) ☐ 高額療養費等の振込口座がわかるもの (相続人の口座)	保険医療助成課 1階 B-5 番窓口 ☎ 059-229-3285 または、各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)、各出張所

手続き内容	期 限
資格確認書等の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書等 ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証 等) ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの (会葬礼状 等) ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの (原則、喪主に支給) ☐ 高額療養費等の振込口座がわかるもの (相続人の口座)	保険医療助成課 1階 B-5 番窓口 ☎ 059-229-3285 または、各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)、各出張所

手続き内容	期 限
葬祭費支給申請	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書等 ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証 等) ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの (会葬礼状 等) ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの (原則、喪主に支給) ☐ 高額療養費等の振込口座がわかるもの (相続人の口座)	保険医療助成課 1階 B-5 番窓口 ☎ 059-229-3285 または、各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)、各出張所

手続き内容	期 限
高額療養費等振込先預金口座変更	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書等 ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証 等) ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの (会葬礼状 等) ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの (原則、喪主に支給) ☐ 高額療養費等の振込口座がわかるもの (相続人の口座)	保険医療助成課 1階 B-5 番窓口 ☎ 059-229-3285 または、各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)、各出張所

MEMO

4. 年金に関する手続き

国民年金に加入中の方

手続き内容	期 限
年金の加入状況やご家族の状況を確認し、手続きをご案内します。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等 ※無い場合は、窓口でお調べします。） ☐ 死亡診断書の写し ※上記以外に戸籍等の書類が必要な場合があります。	保険医療助成課 1階 B-6 番窓口 ☎ 059-229-3162 または各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）

障害基礎年金、寡婦年金、遺族基礎年金を受給中の方

手続き内容	期 限
未支給年金の請求	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書（あれば） ☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 請求者のマイナンバーカード、運転免許証 等 ※上記以外に戸籍等の書類が必要な場合があります。 ※受給状況によって、窓口が年金事務所等になる場合があります。	保険医療助成課 1階 B-6 番窓口 ☎ 059-229-3162 または各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）

MEMO

5. 国保に関する手続き

国民健康保険に加入している方または国民健康保険の加入者がいる世帯主の方

手続き内容	期 限
資格喪失及び世帯主変更届	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ、各種認定証（世帯主の変更により、世帯員の資格確認書または資格情報のお知らせ等が必要になる場合があります。） ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証 等） ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状 等） ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの（原則、喪主に支給） ※上記以外に戸籍等の書類が必要になる場合があります。	保険医療助成課 1階 B-7 番窓口 ☎ 059-229-3160 または、各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所
手続き内容	期 限
資格確認書または資格情報のお知らせの返還、差替え	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ、各種認定証（世帯主の変更により、世帯員の資格確認書または資格情報のお知らせ等が必要になる場合があります。） ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証 等） ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状 等） ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの（原則、喪主に支給） ※上記以外に戸籍等の書類が必要になる場合があります。	保険医療助成課 1階 B-7 番窓口 ☎ 059-229-3160 または、各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所
手続き内容	期 限
葬祭費支給申請	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ、各種認定証（世帯主の変更により、世帯員の資格確認書または資格情報のお知らせ等が必要になる場合があります。） ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証 等） ☐ 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状 等） ☐ 葬祭費の振込口座がわかるもの（原則、喪主に支給） ※上記以外に戸籍等の書類が必要になる場合があります。	保険医療助成課 1階 B-7 番窓口 ☎ 059-229-3160 または、各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）、各出張所

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上の方または要介護・要支援認定を受けている方

手続き内容	期 限
介護保険被保険者証の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 手続きをする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）	介護保険課 1階 C-9 番窓口 ☎ 059-229-3149 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)

手続き内容	期 限
各種文書等の送付先の変更	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 手続きをする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	介護保険課 1階 C-9 番窓口 ☎ 059-229-3149 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)

高額介護サービス費等を受給している方

手続き内容	期 限
振込先口座の変更	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表となる方の印鑑（朱肉を要するもの） ☐ 相続人代表となる方の振込先口座のわかるもの	介護保険課 1階 C-9 番窓口 ☎ 059-229-3149 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)

MEMO

7. 高齢福祉に関する手続き

紙おむつ等の給付を受けている方

手続き内容	期 限
紙おむつ等の給付の中止	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢福祉課 1階 E-11 番窓口 ☎ 059-229-3156 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

配食サービスを受けている方

手続き内容	期 限
配食サービスの中止	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢福祉課 1階 E-11 番窓口 ☎ 059-229-3156 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

緊急通報装置の貸与を受けている方

手続き内容	期 限
緊急通報装置の撤去、返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢福祉課 1階 E-11 番窓口 ☎ 059-229-3156 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

MEMO

7. 高齢福祉に関する手続き

徘徊SOSネットワーク津に登録されている方

手続き内容	期 限
登録の廃止	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢福祉課 1階 E-11 番窓口 ☎ 059-229-3156 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

8. 福祉に関する手続き

三重おもいやり駐車場利用証をお持ちの方

手続き内容	期 限
駐車場利用証の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の三重おもいやり駐車場利用証	福祉政策課 1階 F-12 番窓口 ☎ 059-229-3283 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

MEMO

9. 障がいに関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き内容	期 限
手帳の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の各手帳	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

自立支援医療（精神通院医療、更生医療または育成医療）受給者証をお持ちの方

手続き内容	期 限
受給者証の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

MEMO

9. 障がいに関する手続き

三重県心身障害者扶養共済制度に加入している方

【心身障がい者の保護者の方が亡くなった時】

手続き内容	期 限
年金給付の請求	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書（死体検案書） ☐ 住民票（心身障がい者） ☐ 住民票除票（加入者） ☐ 加入証書（無ければ不要）	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 （久居総合支所は福祉課）

【心身障がい者の方が亡くなった時】

手続き内容	期 限
弔慰金請求	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民票（加入者） ☐ 住民票除票（心身障がい者） ☐ 加入証書（無ければ不要）	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 （久居総合支所は福祉課）

特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、 津市心身障害児童福祉年金、津市重度心身障害者等介護手当を受給している方

手続き内容	期 限
資格喪失届の提出	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続される方の印鑑 ☐ 相続される方の振込先口座がわかるもの	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 （久居総合支所は福祉課）

障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証及び通所受給者証をお持ちの方

手続き内容	期 限
受給者証の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の受給者証	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業を利用されている方

手続き内容	期 限
資格喪失届の提出	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

MEMO

9. 障がいに関する手続き

視覚障害者タクシー料金助成事業を利用されている方

手続き内容	期 限
タクシー乗車券の返還	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の視覚障害者タクシー乗車券	障がい福祉課 1階 G-13 番窓口 ☎ 059-229-3157 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

MEMO

10. 軽自動車に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車を所有している方

手続き内容	期 限
名義変更または廃車 毎年4月1日時点の所有者（使用者）に軽自動車税種別割が課税されます。早めの手続きをお願いします。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
車両を引き続き使用する場合（名義変更手続き） ☐ 相続人からの譲渡証明書 ☐ 標識交付証明書（紛失した場合は不要） 車両を処分する場合（廃車手続き） ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（紛失した場合は不要） 上記手続きどちらの場合も ☐ 同一世帯以外の相続人が来訪される場合は、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外が手続きされる場合は、相続人からの委任状	市民税課 2階 A-1 番窓口 ☎ 059-229-3129 または各総合支所市民福祉課 （久居総合支所は市民課）

軽自動車を所有している方

手続き内容	期 限
市税納税通知書等收受代表者届出書の提出	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方（相続人）のマイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類 ☐ 相続人以外の方が来庁される場合は、相続人からの委任状	市民税課 2階 A-3 番窓口 ☎ 059-229-3129 または各総合支所市民福祉課 （久居総合支所は市民課）

11. 税に関する手続き

市・県民税が課税されている方

手続き内容	期 限
市税納税通知書等収受代表者届出書の提出	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方（相続人）のマイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類 ☐ 相続人以外の方が来庁される場合は、相続人からの委任状	市民税課 2階 A- 2 番窓口 ☎ 059-229-3130 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は市民課)

MEMO

12. 固定資産に関する手続き

固定資産をお持ちの方

手続き内容	期 限
現所有者申告書による現所有者（相続人代表）の指定 固定資産税・都市計画税は、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿または土地・家屋補充課税台帳に登記または登録されている方（所有者）に課税されます。所有者が亡くなられた場合には、その土地または家屋を現に所有している者（現所有者）が納税義務者となり、現所有者であることを知った日の翌日から4か月以内に申告が必要です。事務処理の都合上、お早めのご提出をお願いします。なお、この申告と登記（相続登記等）が両方なされた場合は、登記が優先されます。	現所有者であることを知った日の翌日から4か月以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 現所有者代表者の認印（自署であれば押印省略可） ※基本的には必要な持ち物はありませんが、個別の状況に応じて、別途書類が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。	資産税課 2階 D-5 番窓口 ☎ 059-229-3131（土地） ☎ 059-229-3132（家屋） 資産税課分室 ☎ 059-255-8826 （久居庁舎3階 津市久居新町 3006 ポルタひさい内）

未登記家屋をお持ちの方

手続き内容	期 限
未登記家屋（登記されていない家屋）所有者の変更 ※個別の状況に応じて、手続きをご案内しますのでお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
遺産分割協議書等、新たな所有者を示す書類や資料が必要になりますので、相続人間での協議が終了しましたら、なるべく早くご提出ください。	資産税課 2階 D-5 番窓口 ☎ 059-229-3132 資産税課分室 ☎ 059-255-8826 （久居庁舎3階 津市久居新町 3006 ポルタひさい内）

13. こどもに関する手続き

児童手当、児童扶養手当支給対象の方（児童・保護者）

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き内容	期 限
受給事由消滅届、額改定届 支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月までの手当が支給されます。亡くなられた児童のみが支給対象児童の場合、消滅届が必要です。また、亡くなられた児童以外に支給対象児童がいる場合、額改定届が必要です。 ※各手続きについては、個別の状況に応じてご案内します。	【児童手当】 亡くなられた日の翌日から 15日以内 【児童扶養手当】 亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じてご案内します。	こども政策課 3 階 ☎ 059-229-3155 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き内容	期 限
受給事由消滅届、受給者死亡届の提出及び未支払手当の請求、新規認定請求 未支払いの手当がある場合は、支給対象児童に支払われます。新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要です。 ※各手続きについては、個別の状況に応じてご案内します。	【児童手当】 亡くなられた日の翌日から 15日以内もしくは当月中 【児童扶養手当】 速やかに
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じてご案内します。	こども政策課 3 階 ☎ 059-229-3155 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課)

MEMO

保育所等在園児の保護者の方

手続き内容	期 限
教育・保育給付認定の申請内容変更届出書の提出 ※個別の状況に応じてご案内します。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	保育こども園課 3階 ☎ 059-229-3167 または各総合支所市民福祉課 (久居総合支所は福祉課) 在園中の各保育所 等

MEMO

チェックリスト

市役所以外の手続き

市役所の手続き

委任状

14. 環境に関する手続き

犬を所有している方

手続き内容	期 限
所有者の変更 ※個別の状況に応じてご案内します。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じてご案内します。	環境保全課 6 階 ☎ 059-229-3282 または各総合支所地域振興課

亡くなられた方のお住まいが空き家になる方

手続き内容	期 限
適切な管理のお願い 等 ①空き家については、定期的に状態を確認し、施錠や除草、庭木の剪定等、適切な管理をお願いします。 ②空き家に関しては、ワンストップの相談窓口があります。各種専門家団体等をご案内します。	特になし
必要なもの	問い合わせ先
特になし	環境保全課 6 階 ☎ 059-229-3398 または各総合支所地域振興課

MEMO

15. 農業に関する手続き

農業者年金に加入または受給中の方

手続き内容	期 限
死亡届 (年金) 最寄りの農協を経由して、独立行政法人農業者年金基金へご提出ください。	亡くなられた日から10日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 亡くなられた方と未支給年金を請求される方との続柄を確認できる書類 (戸籍謄本、住民票の写し 等) ☐ 未支給年金を請求される方の預貯金通帳 ※上記以外に他の書類が必要な場合があるため、事前に農協へご相談ください。	津安芸農協・みえなか農協の各支店でお手続きをお願いします。

手続き内容	期 限
未支給年金の請求 最寄りの農協を経由して、独立行政法人農業者年金基金へご提出ください。	亡くなられた日から10日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 亡くなられた方と未支給年金を請求される方との続柄を確認できる書類 (戸籍謄本、住民票の写し 等) ☐ 未支給年金を請求される方の預貯金通帳 ※上記以外に他の書類が必要な場合があるため、事前に農協へご相談ください。	津安芸農協・みえなか農協の各支店でお手続きをお願いします。

農地を相続された方

手続き内容	期 限
農地法第3条の3の規定による届出	相続の権利取得を知った日から、概ね10か月以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続した農地の明細がわかるもの	農業委員会事務局 6階 ☎ 059-229-3176

16. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居されている方

手続き内容	期 限
【名義人が死亡し同居親族がいる場合】 市営住宅入居者名義変更承認申請書及び市営住宅同居者異動報告書の提出、契約変更の説明 【同居者が死亡した場合】 市営住宅同居者異動報告書の提出 【単身者が死亡した場合】 市営住宅等返還届出書の提出及び住居の片付け等の説明	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
特になし	市営住宅課 6階 ☎ 059-229-3190 市営住宅課分室 ☎ 059-255-8853 (久居庁舎1階 津市久居新町 3006 ポルタひさい内)

17. 林業に関する手続き

森林を相続された方（地域森林計画の対象となる森林に限る。）

手続き内容	期 限
森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	登記が変更されてから90日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続した森林の所有権を有することを証明できる書類（登記事項証明書、遺産分割協議の目録等の写し） ☐ 当該森林の位置を示す地図	林業振興室 ☎ 059-262-7025 (白山庁舎2階 津市白山町川口 892)

18. 上水道・下水道に関する手続き

上水道・下水道を使用している方

手続き内容	期 限
水道使用者の変更等（下水道等を含む）	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
※右記の「津市上下水道サービスセンター」へお電話ください。 ※下水道に接続しており井戸水等を使用している世帯、農業集落排水を使用している世帯等は、別途書類が必要な場合があります。	津市上下水道サービスセンター ☎ 059-237-5821（受付） 上下水道管理局 営業課 ☎ 059-237-5805 （上下水道庁舎2階 津市殿村5）

手続き内容	期 限
登録口座の変更（変更が必要な場合）	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳 ☐ 銀行届出印 ☐ ご使用水量のお知らせ等水栓番号のわかるもの ※上記を持参の上、振替を依頼する金融機関へ届出してください。	津市上下水道サービスセンター ☎ 059-237-5821（受付） 上下水道管理局 営業課 ☎ 059-237-5805 （上下水道庁舎2階 津市殿村5）

公共下水道受益者負担金（分担金）を納付中または徴収猶予中の方

手続き内容	期 限
受益者の変更	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通知書番号（納入通知書）	上下水道管理局 営業課 ☎ 059-239-1031 （上下水道庁舎2階 津市殿村5）

手続き内容	期 限
登録口座の変更（変更が必要な場合）	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳 ☐ 銀行届出印 ※上記を持参の上、振替を依頼する金融機関へ届出してください。	上下水道管理局 営業課 ☎ 059-239-1031 （上下水道庁舎2階 津市殿村5）

19. 教育に関する手続き

就学援助申請者の方

手続き内容	期 限
就学援助の変更申請 ※個別の状況に応じて、手続きをご案内します。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	教育委員会事務局 学校教育課 学校教育課 ☎ 059-229-3245 (津市教育委員会庁舎2階 津市西丸之内 37-8) または各教育事務所

幼稚園在園児の保護者の方

手続き内容	期 限
教育・保育給付認定の申請内容変更届出書の提出 ※個別の状況に応じて、手続きをご案内します。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じて、ご案内します。	教育委員会事務局 学校教育課 学校教育課 ☎ 059-229-3391 (津市教育委員会庁舎2階 津市西丸之内 37-8) または在園中の幼稚園

国・県・市の指定有形文化財、史跡及び国登録有形文化財を相続された方

手続き内容	期 限
所有者の変更 ※個別の状況に応じて、手続きをご案内します。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 文化財指定書もしくは登録証	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課 ☎ 059-229-3251 (津市教育委員会庁舎2階 津市西丸之内 37-8)

図書館カードをお持ちの方

手続き内容	期 限
図書館カードの返納	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の図書館カード	津図書館 ☎ 059-229-3321 またはその他の津市図書館の各館・各室

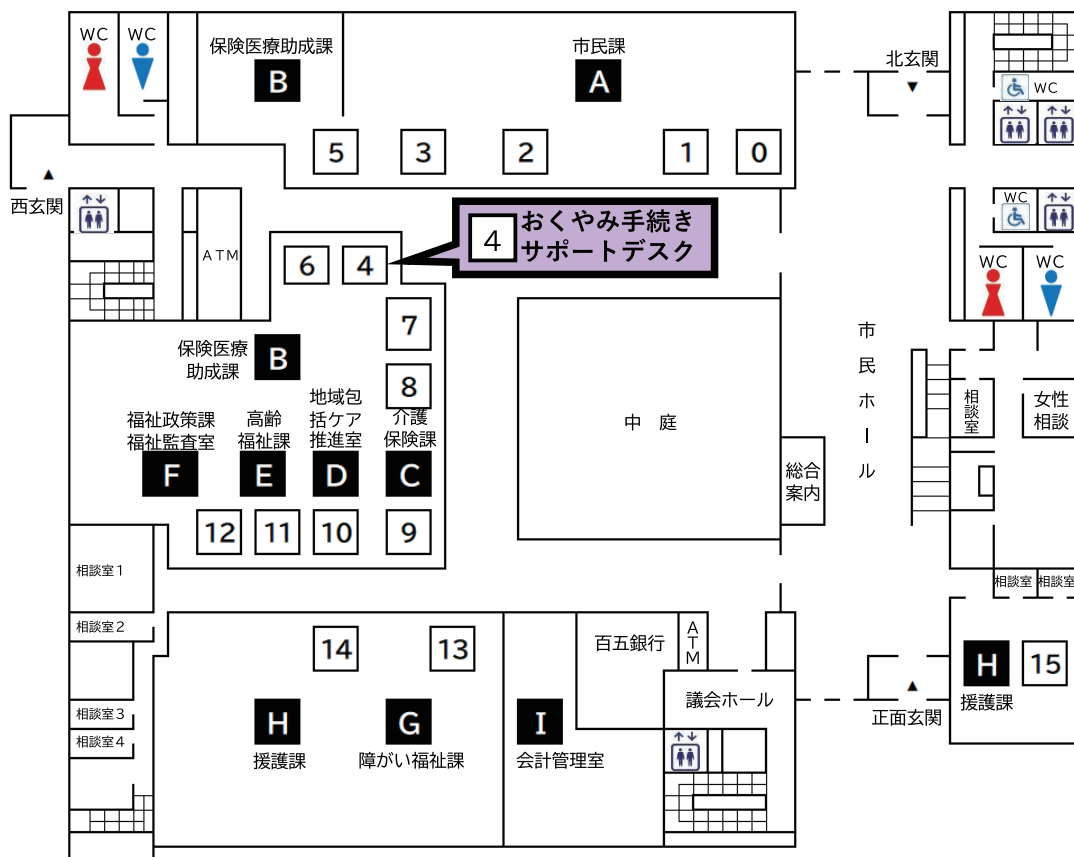
借りている図書館の本や視聴覚資料がある方

手続き内容	期 限
貸出本、視聴覚資料の返却	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 借りている図書館の本 ☐ 視聴覚資料	津図書館 ☎ 059-229-3321 またはその他の津市図書館の各館・各室

MEMO

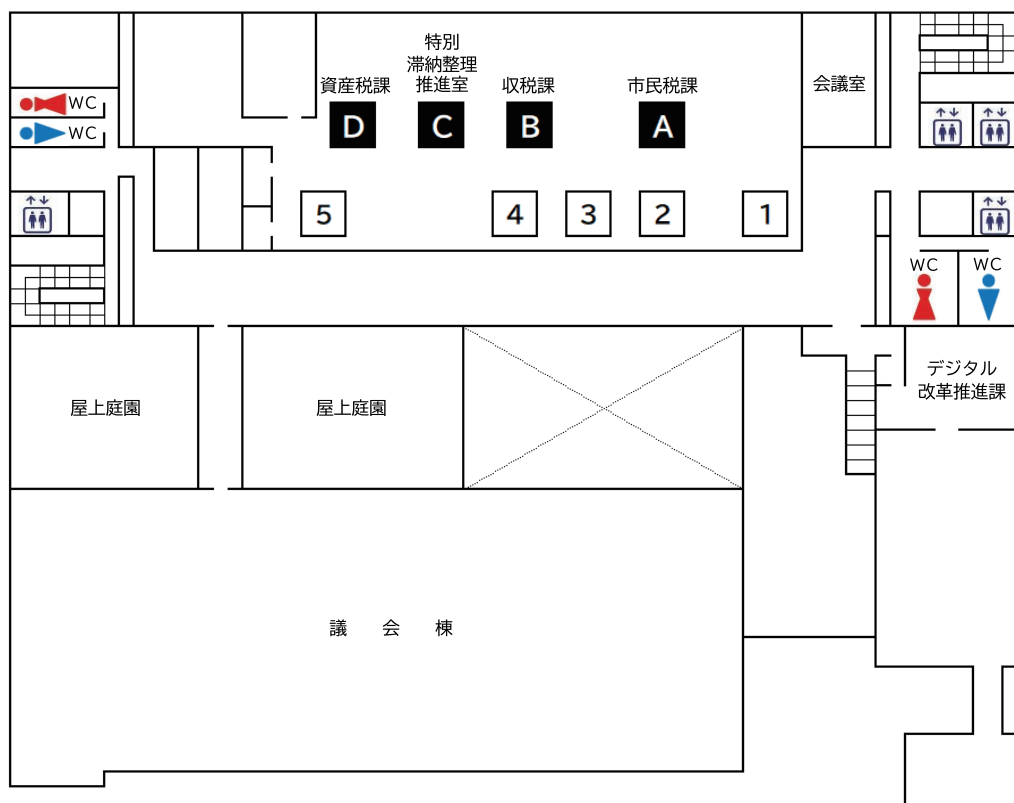
津市役所本庁舎 フロアマップ

津市役所本庁舎 1階 フロアマップ



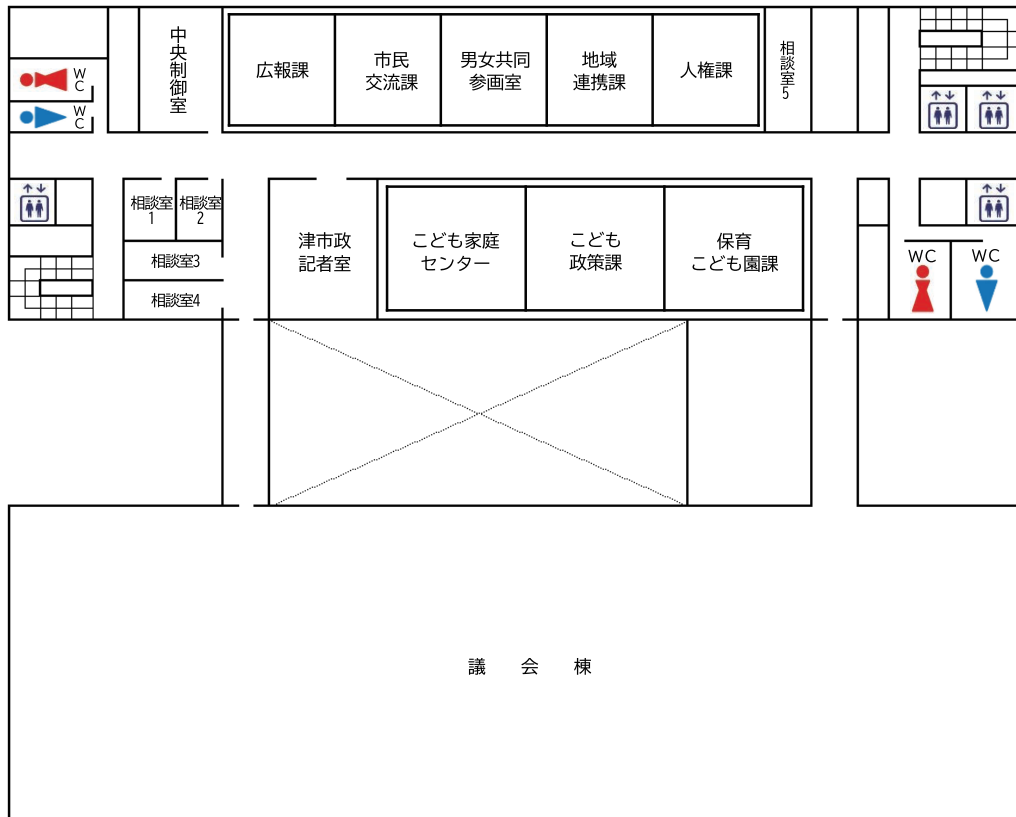
A	市民課
B	保険医療助成課
C	介護保険課
D	地域包括ケア推進室
E	高齢福祉課
F	福祉政策課 福祉監査室
G	障がい福祉課
H	介護課
I	会計管理室

津市役所本庁舎 2階 フロアマップ



A	市民税課
B	収税課
C	特別滞納整理推進室
D	資産税課

津市役所本庁舎3階 フロアマップ



津市役所本庁舎6階 フロアマップ



市役所本庁舎以外の連絡先等一覧

施設名	所在地	電話番号 市外局番 (059)	業務時間
津市教育委員会庁舎	津市西丸之内37-8	学校教育課 ☎229-3391 生涯学習課 ☎229-3251	平日 8:30～17:15
津市上下水道庁舎 (津市上下水道サービスセンター)	津市殿村5	受付窓口 ☎237-5821 営業課 ☎237-5805	
林業振興室 (白山庁舎2階)	津市白山町川口892	☎262-7025	

総 合 支 所

総合支所名	所在地	電話番号 市外局番 (059)	業務時間
久居総合支所	津市久居新町3006 ポルタひさい内	市民課 ☎255-8824 福祉課 ☎255-8827 地域振興課 ☎255-8812 生活課 ☎255-8839	平日 8:30～17:15
河芸総合支所	津市河芸町浜田808	市民福祉課 ☎244-1702 地域振興課 ☎244-1700	
芸濃総合支所	津市芸濃町棕本6141-1	市民福祉課 ☎266-2513 地域振興課 ☎266-2510	
美里総合支所	津市美里町三郷48-1	市民福祉課 ☎279-8113 地域振興課 ☎279-8111	
安濃総合支所	津市安濃町東観音寺483	市民福祉課 ☎268-5514 地域振興課 ☎268-5511	
香良洲総合支所	津市香良洲町1878	市民福祉課 ☎292-4301 地域振興課 ☎292-4374	
一志総合支所	津市一志町田尻593-2	市民福祉課 ☎293-3002 地域振興課 ☎293-3000	
白山総合支所	津市白山町川口892	市民福祉課 ☎262-7013 地域振興課 ☎262-7011	
美杉総合支所	津市美杉町八知5580-2	市民福祉課 ☎272-8083 地域振興課 ☎272-8080	

出張所

出張所名	所在地	電話番号 市外局番 (059)	業務時間
一身田出張所	津市一身田町293-3	☎232-2019	平日 8:30～17:15
神戸出張所	津市神戸739-1	☎228-2964	
高茶屋出張所	津市高茶屋四丁目37-59	☎234-2774	
高野尾出張所	津市高野尾町5417-1	☎230-0073	平日 9:00～16:00
大里出張所	津市大里睦合町1292-1	☎230-1195	
白塚出張所	津市白塚町5205	☎232-3004	
栗真出張所	津市栗真町屋町836-1	☎232-3009	
安東出張所	津市納所町234	☎228-4786	
櫛形出張所	津市分部1192-1	☎237-0852	
片田出張所	津市片田井戸町16-1	☎237-0002	
藤水出張所	津市藤方1491-2	☎228-3673	
雲出出張所	津市雲出本郷町1388-1	☎234-3213	
栗葉出張所	津市森町286	☎252-0332	
榊原出張所	津市榊原町5108-1	☎252-0220	平日 8:30～17:15
千里ヶ丘出張所	津市河芸町千里ヶ丘14	☎245-0259	
波瀬出張所	津市一志町波瀬4332-2	☎294-7004	
家城出張所	津市白山町南家城851-3	☎262-3004	
大三出張所	津市白山町二本木1001-253	☎262-0109	
倭出張所	津市白山町中ノ村581	☎262-0106	
八ツ山出張所	津市白山町八対野994-1	☎262-0201	
竹原出張所	津市美杉町竹原2777	☎262-3014	
太郎生出張所	津市美杉町太郎生2120	☎273-0222	
伊勢地出張所	津市美杉町石名原1681	☎274-0223	
八幡出張所	津市美杉町奥津1288-8	☎274-0222	
多気出張所	津市美杉町上多気1031	☎275-0222	
下之川出張所	津市美杉町下之川6115	☎276-0222	

津市教育委員会庁舎・津市上下水道庁舎 マップ

津市教育委員会庁舎

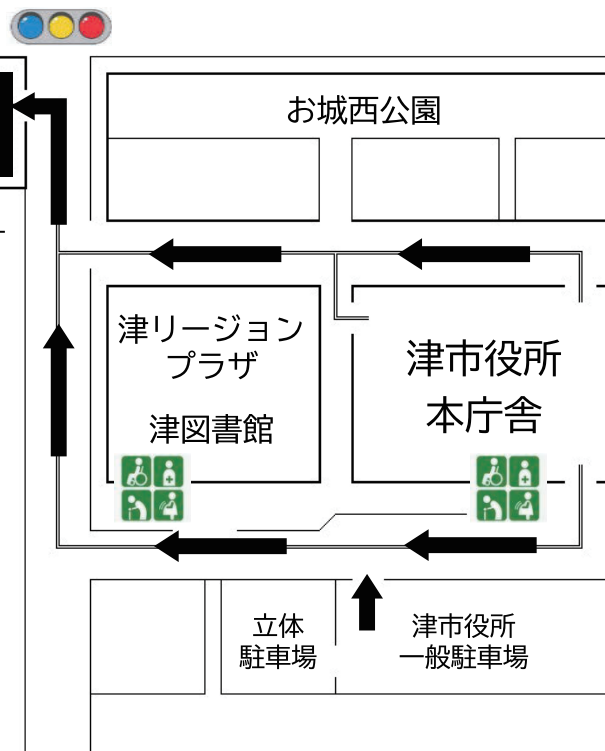
津市西丸之内37-8

← 津IC

津市教育
委員会庁舎

※教育委員会庁舎の駐車場には限りがあります
ので、津市役所駐車場をご利用ください。

教育総務課	059-229-3292
学校教育課	059-229-3391
教育研究支援課	059-229-3288
人権教育課	059-229-3253
生涯学習課	059-229-3251



津市上下水道庁舎（津市上下水道サービスセンター）

津市殿村5

上下水道 サービスセンター	059-237-5821
営業課	059-237-5805



委任状

【死亡に関する手続き用】

私は、下記の者

代理人	住所	※マンション・アパート名・部屋番号・方書も記入してください。		
	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦	年	月 日

を代理人に定め、下記の書類等の交付申請及び受領、手続きを委任します。

必要な書類、手続きに☑をしてください。

どなたの ☐ 故人 () ☐ 委任者 ☐ その他 ()

① ☐ 戸籍 ☐ 除籍 ☐ 原戸籍 ☐ 附票 ☐ 身分証明書 (委任者本人)
☐ 謄本 (全員) ☐ 抄本 (個人) 通

② ☐ 住民票の写し (必要な特記事項があれば☑してください)

日本国籍の方 ⇒	☐ 世帯主との続柄	☐ 本籍・筆頭者
日本国籍以外の方 ⇒	☐ 世帯主との続柄	☐ 国籍・地域
	☐ 在留関連	☐ マイナンバー

☐ 世帯全員のもの ☐ 個人のもの

③ ☐ 固定資産課税台帳の写し 通 ④ ☐ 評価証明書 通

⑤ ☐ その他 () 通

⑥ ☐ 原付・小型特殊自動車の名義変更または廃車に関する手続き

⑦ ☐ (故人) の死亡に伴う手続き事項一式

(宛先) 津 市 長

令和 年 月 日

委任者	住所	※マンション・アパート名・部屋番号・方書も記入してください。		
	氏名	印		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦	年	月 日

委任状の注意事項

※代理人の欄を含め、必ず委任する方が全て記入し、署名又は記名押印をしてください。

※本委任状があっても、届出内容等に誤りがあった場合は、受付ができません。

※本委任状とともに、代理人の方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証 等) が必要です。

※手続き内容や取得する証明書等によっては、申請者が相続人とわかる書類 (戸籍等) が必要となる場合があります。また、相続人の方が来庁できない場合は、相続人の方の委任状が必要となる場合がありますので、事前にご確認ください。

チェックリスト

市役所以外の手続き

市役所の手続き

委任状

MEMO

MEMO

MEMO

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元氣なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！

ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

【受付時間】

9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

掲載している広告内容については、津市が保証しているものではありません。

相続登記に関する手続きは

司法書士・行政書士中西事務所にお任せください

相続 手続き



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

手続きが難しすぎて
わからない…

遺言書 作成



家族のために
遺言書を作成したい

お世話になったあの人に
遺産をあげたい

／ ご来所の際は事前に電話等でご連絡をお願いいたします ／

司法書士・行政書士 中西事務所

相続診断士・家族信託専門士・家族信託コーディネイター(※中国語対応可)

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 059-253-3734

受付
時間

平日9:00～18:00

(事前にご連絡があれば、土日や時間外の相談も可能です)

〒514-0815 津市藤方1328番地

✉ nakanishi.shoshi@gmail.com



三重県学校生活協同組合認定事業所

遺品整理 生前整理 空き家相談

違法業者に
ご注意！安心の
許可取得業者に
お任せ下さい！



こんなお悩みはございませんか？

- ☒ 遠方のため自分で整理ができない
- ☒ 忙しくて作業時間がない
- ☒ 空き家となったお家をどうしよう
- ☒ どの業者に頼んでいいかわからない
などなど

株式会社 kousui は地域密着型であなたをサポート致します！
不用品処分の他にも家屋解体工事などもご相談お受けします。
車やバイクなどの処分も対応しております。

見積もり無料！！お気軽にお問い合わせください。

☎059-269-7171

受付時間 8:00 ~ 20:00



株式会社 kousui 三重県津市白塚町 2443

■古物商許可 第 551220194100 号 ■一般廃棄物収集運搬業許可 69



許可の無い違法業者が多数のトラブルを起こしています。ご注意下さい。

本誌ご持参で、代金より10%オフ

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

掲載している広告内容については、津市が保証しているものではありません。

心に寄り添うサービスを

お客様にとって何が最善か、こういった手続きが必要なのか、
終活に関するすべてをサポートさせていただきます。
終活のプロフェッショナルである私たちは是非お任せ下さい。

豊富な相談実績

思い出の品は
捨てたくない！

何から始めたら
いいの？



大きな家具は
どうしたら？

荷物が多すぎる！

◆ そのお悩み、林商会にお任せください ◆

遺品整理

遺品の買取

生前整理

空き家整理

ゴミ屋敷

特殊清掃

リフォーム

ハウスクリーニング

ご相談・お見積り無料

☎ 0120-557-454

HAYASHI

株式会社林商会

～不安のない社会を創造し続ける～

〒520-0824 滋賀県大津市膳所平尾町847番地4



ソーシャル企業認証制度 S 認証
Social and Sustainable business standard

メールやLINEでもご相談を承ります。お気軽にご連絡ください！

古物商 第60101R020041号 一般廃棄物処理等に関しては、提携企業に委託しております。



津市で相続に
お困りの方へ
相続に強い
私たちが
寄り添ってサポート
いたします。

当 事 務 所 は、
国 の 認 定 を 受 け た
経 営 革 新 等 支 援 機 関 で す

相続税の申告納付までの相続サポート
家族が困らないための終活サポート
今しかできない資産活用と税金対策

相 続 専 門 家 が 対 応

安 心 の 事 前 見 積 も り

まずはお気軽に電話またはメールにてご相談ください

服部健一税理士事務所

☎059-254-3211

F A X : 059-254-3212

E-MAIL : shin3203@tkcnf.or.jp

住 所 : 三重県津市久居野村町 606-22

営業時間: 月~金 9:00 ~ 17:30



所長 税理士
服部 健一



副所長 税理士
服部 慎太郎

「本誌を見た」とお伝えいただければ、初回相談60分無料。

この冊子は広告主の協賛により作成されたものです。
掲載している広告内容を津市が保証しているものではありません。
広告内容については、直接広告主にお問い合わせください。

発 行 津市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 6 月

津市 市民部 市民課
〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号
電話 059-229-3144 FAX 059-221-1173
E-mail 229-3143@city.tsu.lg.jp